

# 山口市における公園の利用に関する研究

久本綾子\*・平井麗菜\*\*・山本善積

Study on Utilization of Parks in Yamaguchi District

HISAMOTO Ayako, HIRAI Reina, YAMAMOTO Yoshizumi

(Received September 28, 2012)

## 1. 研究の目的と方法

公園は子どもの発達を促す遊び場として、高齢者の健康維持や交流の場として、気軽に立ち寄れる市民の憩いの場として必要なものである。しかし、普段山口市内で暮らしている中での公園についての印象は、公園の数が少なく、歩いて行ける範囲にはなかったり、公園があっても狭く、雑草が生い茂っていたりして、公園が豊かに存在するというものではないだろう。

山口市においては2種類の公園が存在する。遊具やベンチが置かれ、比較的広い遊び場などの空間が整えられた公園は「都市公園」と言われるもので、山口市が都市計画区域内の必要な場所に計画し施行して、維持管理も行っているものである。もう1つの、近くにあるが、小規模で遊具もない公園は「開発公園」と言われるもので、開発業者が宅地等の開発に際して施行し、開発地区の住民によって維持管理されているものである。このように、山口市内で目にする公園には公園として整備された都市公園と未整備なものが多い開発公園とが含まれている。そして、後者の開発公園は、居住地のごく近くに相当数あるが、小規模なものが多く、良い状態に維持管理されているものは少ない。こうした状況を改善し、公園らしく整備されたものを増やすことはできないだろうか。

本研究の目的は、山口市における開発公園を含めた公園の活用法を探ることである。そのためには、山口市内の都市公園や開発公園の現状を把握するとともに、市の公園政策をつかんで検討する必要がある。具体的な研究方法は以下のとおりである。

まず、山口市の公園政策については、文書として存在する「山口市緑の基本計画」(2002年3月)を中心に、都市計画マスタープラン、公園に関する条例及び担当課への聴取によってつかった。なお、「山口市緑の基本計画」は10年ほど前に作成されたもので、これ以降、山口市は5町と合併していて、これらの地域の公園の状況を反映できていない。いわば、合併以前の旧山口市の公園政策を示したものが基本文書になっている。

次に山口市の公園の現状把握であるが、都市計画決定された都市公園は旧山口市に65か所あり、そのうち、開設された都市公園は45か所である。また、面積0.3ha以上の宅地開発をする場合に公園、緑地、広場等を設けなければならないという都市計画法施行令を根拠に、開発行為に伴って造られる公園等を山口市では開発公園と呼び、都市公園とは区別している。2010年度末で旧山口市内に332か所の開発公園がある。開発行為に伴って造られる公園の扱いは各自治体で異なり、都市公園に含めている自治体もある<sup>1)</sup>。

---

\*ビジネスアシスト(株) \*\*山口大学学生

旧山口市内に実際に存在する都市公園と開発公園を小学校区別にして分布をみると、市街地内で最も多い小学校区は平川小学校区で、この中にあわせて60の公園（都市公園4、開発公園56）があり、市街地中心部に位置しながらも少ない小学校区は白石小学校区で、9か所（都市公園4、開発公園9）であった。不均等になっている主な要因は開発公園数にあるが、その管理や利用の実態をつかむために、この二つの小学校区の都市公園と開発公園を悉皆調査した。小学校区別の公園数を以下に示す。なお、以下では小学校区を地区と呼ぶことにする。

表1 小学校区別都市公園・開発公園数

校区	宮野	大殿	白石	湯田	良城	大歳	平川	陶	嘉川	興進	佐山	鑄銭司	小鯖	大内	大内南	計
都市公園	4	5	4	7	3	6	4	1	1	0	3	0	1	4	2	45
開発公園	32	7	5	25	49	25	56	5	8	11	4	5	16	46	38	332
計	36	12	9	32	52	26	60	6	9	11	7	5	17	50	40	377

\* これ以外の小学校区（仁保、名田島、二島）にはない。山口市都市整備課資料による。

開発公園について確認をしておくと、これは「都市計画法施行令」第25条に規定された開発行為に伴う公園で、「開発公園」という呼称も地方自治体によって用いられている便宜的なものである。本稿では、山口市で用いられている「開発公園」という言葉を使用する。第25条では、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること、開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、面積が一箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園が設けられていること、を規定している。

開発公園をめぐるのは、全国的にも様々な問題が見られ、地方自治体での工夫も見られる。例えば、一般には開発区域が小規模になっていて、開発公園の面積も小さなものが増えてきているのに対して、一箇所当たりの最低面積を150㎡と定めたり（横浜市、尼崎市など）、隣接地の公園等と統合して拡張する（横浜市、函館市など）といった対応がされている。また、開発公園には地方自治体が遊具等の設置をしないが、地方自治体の条例や要綱で開発公園の面積に応じて設置すべき遊具、外柵、出入口や車止め、給・排水管などを決めているものもある（尼崎市、函館市）。さらに、開発公園は開発区域の住民に維持管理が委ねられることが多いが、自治体が管理するところ（さいたま市）もあり、花壇活動で地域住民の参加を促す施策（川崎市など）も見られる。山口市のように都市公園が少ない地域では、開発公園を利用できるように検討する必要があるだろう。

## 2. 山口市の公園計画

山口市における公園等の施設緑地としては、都市公園、公共空地や河川緑地及び開発公園などのその他の公園、並びに公共施設の植栽地や民間施設緑地がある<sup>2)</sup>。このように都市公園と開発公園は区別されているが、都市公園と開発公園などのその他の公園をあわせて「都市公園等」と呼ばれている。

その整備目標については、緑の政策大綱の確保目標量で都市計画区域人口1人当たり概ね20

m<sup>2</sup>以上という数値があるが、山口市の2001年時点の都市公園等の1人当たり面積は14.3m<sup>2</sup>であり（内、都市公園は9.5m<sup>2</sup>）、全国的な整備水準からみてもかなり不足していることが分かる。そこで、「山口市緑の基本計画」（2002年）では、2015（平成27）年の目標値として、都市公園を38箇所、1人当たり面積9.5m<sup>2</sup>から75箇所、1人当たり面積15.18m<sup>2</sup>に、その他の公園を含めた都市公園等では1人当たり面積14.3m<sup>2</sup>から23.3m<sup>2</sup>に整備することを記している。

この計画では、開発公園は整備する対象から外されていて、数値目標も示されていないが、「日常生活圏のレクリエーション緑地の整備」の項で、「街区公園の機能を有する開発公園（開発行為として確保された公園）の適正な管理」、「開発指導等により開発公園の整備を計画的に促進」という方針が示されている<sup>3)</sup>。街区公園、近隣公園、地区公園を総称して住区基幹公園というが、これらを概ね250mの誘致圏として配置する方針が記されていて、開発公園についても、その都市計画区域内での配置や管理に関わろうとする姿勢が見られる。

しかし、この計画の実施状況はどうだろうか。山口市は2005年に山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の1市4町が合併し、その後、2010年に阿東町とも合併している。合併によって都市計画区域の変更や公園・緑地の増加もあったので、新しい区域を対象とした緑の基本計画に改定すべきであるが、そうした作業は全く行われてこなかった。旧山口市を対象にして描いたこの計画についても、都市公園の2015年目標の75箇所に対して、2011年度での整備箇所は45箇所、都市計画決定をされている箇所数で65箇所である。未整備の20箇所ですべて具体的な整備時期が決まっているものではなく、中には、すでに住宅地等として使用されていて、公園整備が不可能なケースもあり、75箇所の目標に近づいていく見通しはたたない状況である<sup>4)</sup>。以下、都市公園と開発公園について詳しく述べる。

### 3. 山口市の都市公園

一般に、市町村で整備される都市公園には次のような種類がある。

表2 都市公園の種類

種別		区分	機能
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	誘致距離250m、1箇所当たり面積0.25haを標準
		近隣公園	誘致距離500m、1箇所当たり面積2haを標準
		地区公園	誘致距離1km、1箇所当たり面積4haを標準
	都市基幹公園	総合公園	1箇所当たり面積10～50haを標準
		運動公園	1箇所当たり面積15～75haを標準
特殊公園		風致公園、動物公園・植物公園、歴史公園、墓園、その他	
大規模公園	広域公園	地方生活圏等の単位に、1箇所当たり面積50ha以上を標準	
	レクリエーション都市	都市圏から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準	

#### (1) 山口市の都市公園の概要

山口市で都市計画決定されている都市公園と、開設されている都市公園の数は次のとおりである。住区基幹公園の街区公園は46箇所のうち35箇所、近隣公園は4箇所のうち0箇所、地区公園は4箇所のうち2箇所が開設されている。都市基幹公園では、総合公園は3箇所の全てが開設、運動公園は計画も開設も0である。特殊公園では、風致公園は3箇所のうち0箇所、

歴史公園は4箇所全ての全てが開設、大規模公園では、広域公園は1箇所が計画・開設され、レクリエーション都市は計画も開設も0である<sup>5)</sup>。

開設されている45の都市公園を面積区別に示せば、表3のようになる。

**表3 面積区別の都市公園数**

面積 (㎡)	~1,000	1,001~ 1,500	1,501~ 2,000	2,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001~ 50,000	50,001~
公園数	8	10	4	13	2	4	4

表2に示したように、最も小規模な街区公園の1箇所当たり面積の標準は0.25ha、すなわち2,500㎡であるが、それよりも小規模な2,000㎡以下の区分に属する公園が22箇所とおよそ半数を占めている。全体の平均面積は29,600㎡であるが、面積が抜きんで大きな河原谷公園（総合公園、513,000㎡）と維新百年記念公園（広域公園、435,400㎡）を除いた都市公園の面積の平均は8,900㎡となる。街区公園だけを見れば、その平均面積は2,130㎡である。山口市には面積の大きな公園もあるが、小規模な街区公園が多いと言える。

開設時期別にみると、1950年代に5箇所、1960年代には0箇所、1970年代に11箇所、1980年代に9箇所、1990年代に10箇所、2000年以降に10箇所が開設されている。1970年以降、1年に1箇所程度開設されてきたようであるが、2011年以降の開設はなく、予定もない。

## (2) 地区の公園利用の状況

ここでは平川地区と白石地区の都市公園の状況について述べる。

**表4 平川地区・白石地区の都市公園**

### <平川地区>

名称 開設年	面積 (㎡)	遊具	植栽・修景施設	休養・その他の施設
A 1974	3,100	ジャングルジム、バランス遊具	高木多数、水飲み場	ベンチ5、広場
B 1995	1,400	複合、バランス、すり鉢状遊具	高木、植え込み、水飲み場	ベンチ2、東屋、トイレ
C 1999	1,700	滑り台、鉄棒、砂場、遊具	高木、植え込み等多数、花壇、水飲み場	トイレ
D 2000	2,600	複合、スプリング、吊り遊具	植え込み、花壇、水飲み場	ベンチ4、東屋1、トイレ、広場、ごみ収集場

### <白石地区>

名称 開設年	面積 (㎡)	遊具	植栽・修景施設	休養・その他の施設
E 1954	49,000	なし	自然の樹木	ベンチ3、東屋
F 1959	79,200	なし	高木・低木等多数、噴水	道路、駐車場、テニスコート、美術館等の施設
G 1970	1,700	ジャングルジム、鉄棒、複合遊具、砂場	高木、植え込み、水飲み場	ベンチ3、トイレ
H 2006	54,000	ブランコ、スプリング、その他遊具	高木等植栽多数	ベンチ多数、東屋、道路・歩道、駐車場6、トイレ

平川地区にある都市公園は全て街区公園である。A公園は公立幼稚園及び放課後児童クラブ（学童保育所）に隣接しており、日常的によく利用されている。面積も広いので、広場ではボール遊びも見られた。B公園は平川地区の都市公園では最も小規模であるが、遊具や東屋は公園の北側に配置され、南側は空いているので、軽いボール遊びもできそうであった（図1）。C公園も広くないが、緑が多く、花壇も地域の子ども会によって管理されている。D公園は街区公園の標準的な広さがあり、遊具、東屋、トイレ等は道路からの入り口近くに配置され、他は広く空いているが、「球技禁止」の看板（山口市のもの）が掲示されている。なお、トイレを含む公園の清掃美化は地域の子ども会が行うことを示す地域自治会名の看板もある。

白石地区には街区公園（G）以外に、地区公園（H）、総合公園（F）、歴史公園（E）と多様な機能の公園がある。街区公園のG公園はそれほど広くはないが、砂場や遊具の置かれたスペース、芝生のスペース、砂土の広場で構成され、ベンチが3箇所を設置され、水飲み場もあってよく手入れがされている（図2）。遊具としては、複合遊具、鉄棒、タイヤ、ジャングルジム、砂場がある。これ以外のE、F、H公園は面積も大きく、敷地内に様々な植物が見られ、こうした植物を楽しむのに適した公園である。

このように、平川地区と白石地区には、ともに4つの都市公園があるが、その公園の機能や状況はかなり違っている。

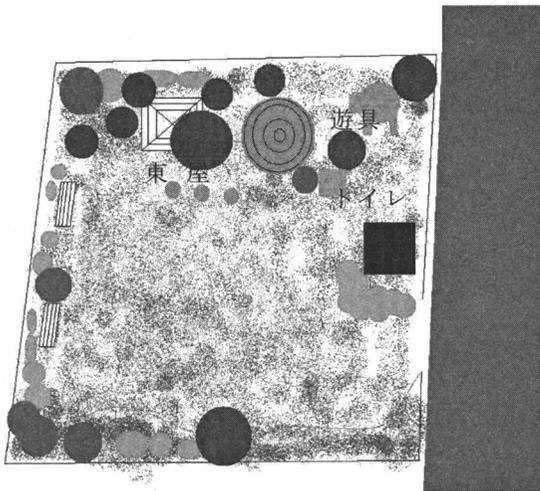


図1 平川地区B公園

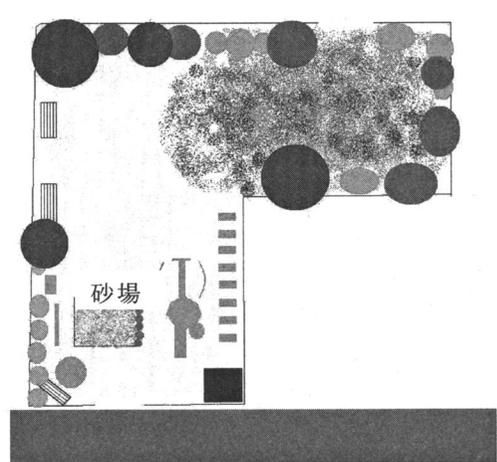


図2 白石地区G公園

### （3）小規模な都市公園の状況

先に表3で示したように、山口市には面積が1,000㎡以下の都市公園が8つある。このような小規模な公園は開発公園にも少なからず見られる。開発公園の利用策を考える上でも、小規模な公園の状況は参考になると考えられるので、それらの現況調査を行った。結果を一覧表によって示す。

表5 小規模な都市公園の現況

名称 開設年	面積 (㎡)	遊具	植栽・修景施設	休養・その他の施設
I 1959	400	鉄棒、ブランコ、滑り台、 スプリング等	花壇、敷地の外周に植栽	ベンチ2、ごみ収集場
J 1959	1,000	複合遊具、ブランコ、タイ ヤ	高木・低木が多数植栽	ベンチ、
K 1975	700	ジャングルジム	花壇、高木・低木多数	ベンチ、石碑・看板 入口前に駐輪場
L 1984	1,000	複合遊具、ブランコ	高木、生垣	ベンチ
M 1984	1,000	複合遊具	高木が多い	ベンチ、トイレ、ごみ収集 場
N 1986	1,000	複合遊具	花壇、高木・低木、芝生 水飲み場	ベンチ、トイレ
O 1989	700	鉄棒、ブランコ、滑り台、 シーソー等	高木、生垣での仕切り、藤 棚	
P 1995	800	ブランコ、滑り台	花壇、低木の生垣	団地集会所

8つの都市公園はいずれも住宅地の広くない道路に接しており、大きな車道から離れている。公園の周囲は周辺住民が通行するだけなので、交通量も少なく、静かな環境である。これらの公園の利用者は、およそ徒歩圏内の周辺住民に限られていると言える。また、花壇の管理、ごみ収集場やトイレの管理など、周辺地域の住民が管理に関わっていることが伺える。団地集会所が公園内につくられている場合さえある。隣接して神社があったり、保育園があったりする公園では、神社や保育園とのつながりができている。このように、周辺地域との関わりが深いことがまず1つの特徴である。

また、面積が狭くても遊具等の数は少なくないということも言える。最も小規模なI公園(400㎡)には鉄棒、ブランコ、滑り台、シーソー、スプリング遊具、砂場の6遊具があり、次に小規模なO公園(700㎡)にも鉄棒、ブランコ、滑り台、シーソー、スプリング遊具の5つが設置されている。遊具は公園の使い方の1つであって、一概に遊具が多い方がよいとは言えないが、狭くても配置を工夫すれば、多くの遊具を置くこともできる。

さらに、このO公園には藤棚や松の大木があり、緑も多い。同様にL公園(1,000㎡)にも民家との境界に樹木が植えられ、公園内にも大木があって、木陰をつくっていた。視覚的な緑や木陰、子どもたちの遊び場としても樹木は公園の重要な構成要素であるが、この点でも公園の機能を果たしている。あるいは、ベンチやトイレが設置された公園、入口前に駐輪場が設置された公園も見られる。

以上の結果から、ボール遊び等は困難であるが、1,000㎡以下の小規模な公園でも、ある程度の遊具、樹木等の植物、地域施設、必要な設備も備えた公園として利用できると言える。図3、写真1に最も小規模なI公園の状況を示した。

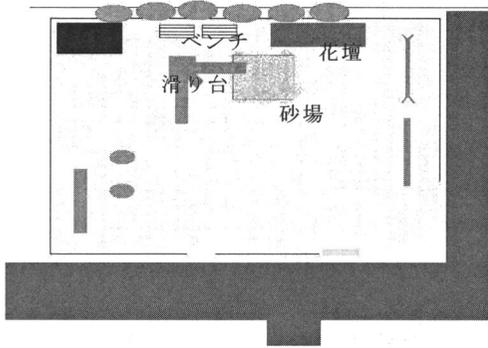


図3 小規模な1公園（面積400㎡）

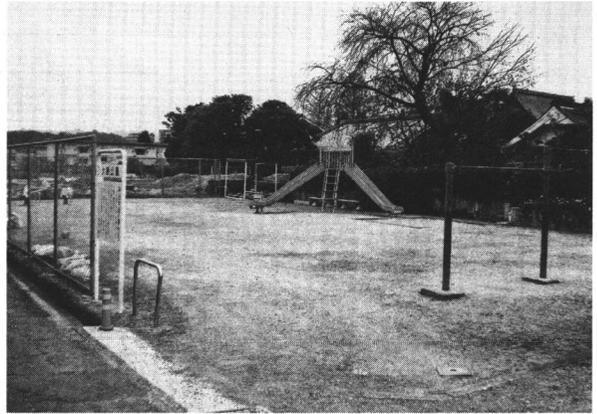


写真1 1公園の遊具、遊びスペース

#### 4. 山口市の開発公園

##### (1) 開発公園の概要

2010年度末における開発公園は332箇所である。小学校区別にみると、平川地区が56箇所、最も多く、次いで良城地区の49箇所、大内地区の46箇所、大内南地区の38箇所と続く。開発公園は住宅地等の開発行為に伴ってつくられるものであるから、開発公園の多い地区は、開発行為が活発に行われていることを示している。

また、開発公園は、開発区域の面積が0.3ha以上の場合に、開発区域面積の3%以上を充てることになっているが、民間の開発行為によるものであるため、最低限の面積が確保されるのが通例である。整備の仕方も自治体で定められていなければ、遊具等の設置やごみ収集場などの公園の活用法も民間の開発者の判断で行われる。遊具以外の都市公園で見られるようなトイレ等の設置事例は本調査では確認できなかった。設置された遊具の管理は原則として地元住民が行う。それが老朽化したり、壊れて危険な状態になって地元住民が申し出た場合には、山口市がその遊具を撤去するが、新たに遊具を整備することはない。地元住民の負担で整備されないなら、遊具は撤去されたまま、放置される。

開発区域の住民が管理する開発公園の使い方も、子どもたちの遊び場に供されるもの、地元の行事やコミュニティ活動に活用されるもの、ごみステーションに利用されるものなど、よく活用されている公園もあれば、ほとんど使われていない公園もある。活用法や活用状況に開発公園の広さが関係していると考えられる。

そこで、開発公園の面積についてみておく。最小は19㎡、最大は9,162㎡である。面積区別に示せば、図4のようになる。

山口市では200㎡以下の開発公園が多く、過半を占めている。あるいは、300㎡以下の1戸住宅地に相当する開発公園が全体の80%を占めるという言い方もできる。開発地区の住民にとっても、様々なコミュニティ活動に使えるとは言い難い面積である。しかし、山口市の都市公園としても見られた400㎡以上の開発公園も45箇所ある。これは、現在開設されている都市公園と同程度の数値である。確かに200㎡前後の小規模な面積の開発公園が多いが、都市公園に匹敵する面積の開発公園も多く存在するのである。

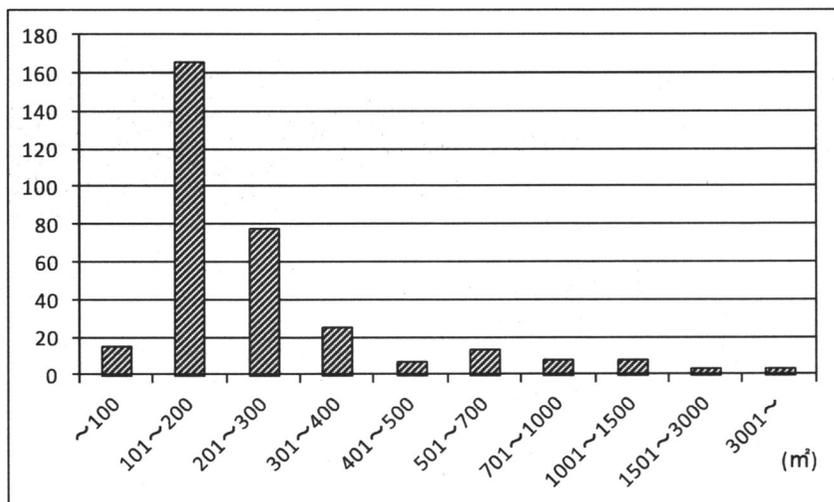


図4 面積区分別開発公園数 \* 山口市都市整備課資料による。

最初に山口市で開発公園が設置されたのは1980年である。10年後の1990年までの設置数は66箇所、2000年までの設置数は167箇所、2001年以降の設置数は89箇所である<sup>6)</sup>。1990年から2000年に開発行為が多かったことがわかる。この頃と比べると、2001年以降は少なくなっている。

## (2) 地区の開発公園利用の状況

ここでは開発公園が多かった平川地区と少なかった白石地区における現地調査の結果を述べる。

平川地区にある開発公園は56箇所、平均面積は222m<sup>2</sup>である。また、白石地区にある開発公園は5箇所である（うち1箇所は所在が判明しなかった）。これらの公園における遊具、ベンチ・倉庫・ごみ収集場等の設備、植栽の状況を調べた。面積区別に表6に示す。

表6 平川・白石地区の開発公園の状況（面積区分別）

面積区分(m <sup>2</sup> )		~200	201~300	301~400	401~
平川	公園数	32	16	5	3
	遊具設置	2	3	2	3
	設備設置	7	6	3	3
	植栽	5	5	3	2
白石	公園数	1	3	0	0
	遊具設置	0	0	0	0
	設備設置	0	1	0	0
	植栽	0	0	0	0

平川地区では200m<sup>2</sup>以下の開発公園が過半を占め、100m<sup>2</sup>以下のものも2箇所ある。都市公園にも見られる400m<sup>2</sup>以上のものは3箇所のみである。白石地区では、開発公園数は少ないが、201~300m<sup>2</sup>の公園が3箇所ある。しかし、301m<sup>2</sup>以上のものはない。

開発公園の広さと遊具や設備など使われ方の関係を見ると、面積が広くなると遊具や設備の設置、植栽も多くで行われることが分かる。200㎡以下では、遊具といえば鉄棒、バスケットゴールであり、設備もごみステーションに使うための置き場や倉庫の設置である。201～300㎡では遊具の数も多くなる。鉄棒、滑り台、シーソー、スプリング遊具、砂場の5つが設置された公園も見られる。設備ではベンチが置かれたり、樹木の植栽もよく見られる。白石地区の例では、三方を道路に接している、3か所の入り口が設けられている。公園の境界は低いフェンスでつくられ、フェンスに添って公園を囲むように花壇が設けられ、そこに高木も5本植えられている。公園内にはベンチが2つ置かれているが、遊具は設置されていない。ここは緑地協定を締結している団地であり、樹木の手入れも良くされている。この公園も地域の緑地を構成しており、地元住民の憩いの場として使われていることが推測できる（図5、写真2）。

301㎡以上の公園数は少ないが、2例以外は遊具または設備が設置され、植栽も多くの公園に見られる。但し、面積が大きくなってもトイレなどの設備はなく、ベンチやごみ置き場、倉庫などである。また、立地条件が悪い開発公園は遊具や設備の設置もなく、利用されていない。最も面積が大きいものは1992年に設置された平川地区の911㎡の公園で、ここには鉄棒、ブランコ、滑り台、砂場、ベンチが置かれている。また、1995年に設置された561㎡の開発公園には、滑り台、スプリング遊具、バランス遊具、複合遊具が設置されている。しかし、これらの遊具は設置されてからかなり経ているために、錆ついているものもあった。

開発公園でも都市公園に見られるような多種の遊具を備えたものもある。これらほど広くはないが、遊具や設備が整えられた事例もある。図6の平川地区にある開発公園は、2002年につくられたもので、面積が306㎡である。道路に長く接した形状で、2か所の入口があり、これ以外はフェンスで囲まれている。遊具としては、鉄棒、ブランコ、滑り台、ジャングルジム、スプリング遊具、砂場が設置され、他にベンチ5つ、東屋、花壇などがある。入口の反対側のフェンス前には生垣がつくられ、手入れもされていた。花壇は地元の子ども会で管理され、日常的に子どもの遊び場として使われている公園である。

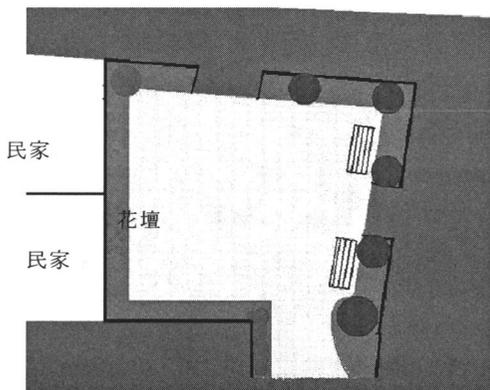


図5 白石地区の開発公園例



写真2 白石地区の開発公園の様子

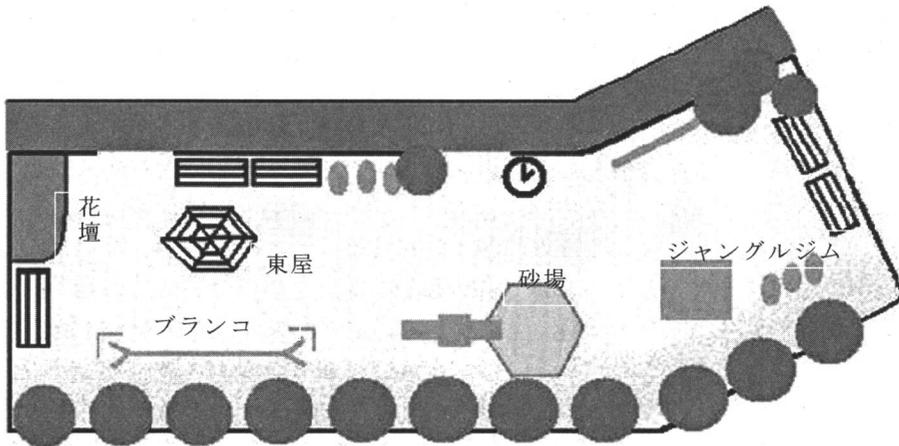


図6 平川地区の開発公園例

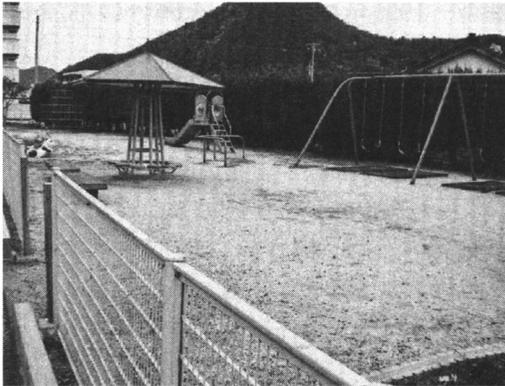


写真3 平川地区の開発公園の様子

### (3) 大きな開発公園

開発公園は面積が小さなものが多いが、3,001㎡以上のものも山口市には4つある。この4つの開発公園を現地調査し、以下のような結果を得た。

表7 大きな開発公園の現況

名称 開設年	面積 (㎡)	遊具	植栽・修景施設	休養・その他の施設
Q 1992	3,071	なし	花壇、水飲み場、樹木 周辺が山林	ベンチ、東屋、トイレ、ゲートボール場、駐車場
R 1999	3,155	なし	調整池、鎮守の森、せせらぎ、樹木、水飲み場	ベンチ、集会所
S 2008	4,630	ブランコ、タイヤ、バスケットゴール等	花壇、水道	倉庫、集会所
T 2003	9,162	なし	高木、水飲み場	ベンチ、倉庫、トイレ、野球・グランドゴルフ場

Q公園はこの公園でゲートボールを楽しむとともに、周囲の山の自然や川遊びを楽しむための拠点としても整備されている。公園内は①10台ほどの駐車場、トイレ、②ゲートボール場、

小屋、③東屋、水飲み場、ベンチの空間の3つで構成されている。

R公園は環境共生団地の中にあり、調整池、鎮守の森、せせらぎなどその場の地形や環境を残しながら、集会所など地元住民の交流の場をつくっている。自然味あふれた公園である。

S公園は団地の中にある公園で、三方を山林に囲まれている。公園内には広場の周りにタイヤ、ブランコ、丸太、平均台、バスケットゴールなどの遊具が設置され、倉庫や団地の集会所も設けられている。

T公園は山口市で最大面積の開発公園で、周囲には水田や工場がある。フェンスで囲まれた野球場として整備されており、グラウンドゴルフにも使われている。グラウンドの周りにトイレ、駐車場が整備されている。

以上のように、3,000㎡以上の面積の開発公園は、どこもきちんと整備され、小さな開発公園に見られるような荒地のまま放置されているものはなかった。また、その場の環境や周囲の環境を活かして楽しむ、多人数でのスポーツを楽しむなど、それぞれの目的を持って整備されていることがわかる。

## 5. まとめと考察

山口市には2種類の公園があり、1つは都市公園と呼ばれる都市計画事業として整備されるもので、もう1つは開発公園と呼ばれ、住宅地等の開発行為に伴ってつくられるものである。都市公園は数が少なく、「緑の基本計画」の整備目標に照らしても相当に不足しており、都市計画決定をされたものでも整備の見通しが無いものも多く、新たな整備は進まない状況になっている。他方、開発公園は、200㎡以下の小規模なものが過半を占め、地元住民にも全く使われず、活用法が見出されていないものも多く存在する。しかし、開発公園は山口市が直接に整備する対象ではないが、街区公園の機能を有する開発公園を適正に管理することや開発指導等により、開発公園を計画的に整備することを緑の基本計画に記載している。

そこで、都市公園の不足問題に対して、都市計画決定を見直し、新たな公園整備の計画を立てるとともに、既存の開発公園の活用を図ることや今後、新たにつくられる開発公園を計画的に整備する対策が求められるだろう。

既存の開発公園のうち、最小の都市公園面積の400㎡以上の45箇所はもちろん、平川地区の調査で明らかになったように、301㎡以上の面積があれば、様々な遊具やベンチ、東屋、花壇などを設置し、樹木も植栽して公園らしく整備できる。こうした活用は300㎡以下でも可能な場合があるが、301㎡以上なら立地条件が悪くなければ公園として活用できる。したがって、300㎡以上の開発公園（71箇所）は都市公園として整備し直すことが必要である。300㎡以下のものについては、日本でも盛んになってきているコミュニティガーデン活動<sup>7)</sup>を取り入れるなどにより、小規模な開発公園を地元住民により活用される空間にすることが考えられる。

新たにつくられる開発公園を計画的に整備する方策としては、市が公園設置の基準を条例等で定めることが考えられる。例えば、函館市の要綱(函館市開発行為により帰属を受ける公園、緑地または広場の設置の基準に関する要綱)では、300㎡未満の場合は園名板とあわせて遊具・ベンチを各1基、300~600㎡の場合は園名板、遊具2基、ベンチ1基、600㎡以上の場合は園名板、ブランコ、鉄棒、滑り台、砂場及びベンチ2基を設けることなどを設置基準にしている。函館市の要綱では十分に記載がない植栽計画についても、街区公園的な整備の場合は緑化面積率30%以上(尼崎市)などを決めている例がある<sup>8)</sup>。また、先に紹介したように、1箇所当たりの面積の最低限度を150㎡としているところもある。これらも検討すべき事項である。

## 謝辞

本調査研究にあたっては、山口市都市整備部都市整備課の公園担当の方々から現状の説明や資料提供を受けました。記して謝意を表します。

## 注

- 1) 山口県内でも周南市では開発行為に伴う公園等の一部を都市公園として管理されている。  
都市公園に入らないものは未開設公園として管理されている
- 2) 山口市緑の基本計画、2002年3月、p.14
- 3) 山口市緑の基本計画、p.54
- 4) 山口市都市整備部都市整備課からの聴取による。
- 5) 山口市都市計画区画別都市公園一覧表、2011年による。
- 6) 山口市都市整備課資料による。
- 7) コミュニティガーデン活動はアメリカ合衆国を発祥地とし、「地域社会づくりに目覚めた緑化活動をコミュニティガーデン活動と呼んでいます」と記されている。都市緑化基金監修、コミュニティガーデンのすすめ、誠文堂新光社、2005年、p.5
- 8) 尼崎市都市整備局公園課、開発事業に伴う公園整備の手引き、2009年、p.4